

令和3年度 行政不服審査会の活動状況

目次

I	諮問・答申の状況	1
1	諮問・答申の概況	1
2	新規諮問事件の状況	1
(1)	審査関係人等の状況	1
①	審査庁	1
②	審査請求人	2
③	参加人	2
④	処分庁	2
(2)	諮問月別件数	3
(3)	審査請求から諮問までの期間	3
3	調査審議及び答申の状況	4
(1)	部会開催回数	4
(2)	調査審議における各種手続の実施状況	4
(3)	調査審議期間等	4
(4)	答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）	5
(5)	答申における付言等	6
II	審査会の運営等	7
1	総会の開催状況	7
2	行政不服審査交流会への参加	7
<参考資料1>	行政不服審査会委員名簿（令和3年度）	8
<参考資料2>	審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要	9
<参考資料3>	答申における付言等の概要	14

I 諮問・答申の状況

1 諮問・答申の概況

令和3年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は、103件であり、その内訳は、前年度繰越事件が11件、新規諮問事件が92件であった。これに対し、当審査会が令和3年度中にした答申は、82件であり、そのうち、審査庁の判断を妥当としたものは72件、一部妥当でないとしたものは2件、妥当でないとしたものは8件であった。

また、令和3年度は、諮問の取下げが4件あり、令和3年度末時点で調査審議中の件数（翌年度繰越件数）は、5件であった。

表1 諮問件数、答申件数等（年度別）

	前年度繰越件数 (a)	新規諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度繰越件数
				審査庁の判断を妥当としたもの	審査庁の判断を一部妥当でないとしたもの	審査庁の判断を妥当でないとしたもの	その他			
平成28年度		13	13	6	4	0	2	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	2	52	15
平成30年度	15	93	108	90	82	0	8	7	97	8
平成31年度・令和元年度	8	128	136	95	84	2	9	3	98	14
令和2年度	14	123	137	97	77	7	13	14	111	11
令和3年度	11	92	103	82	72	2	8	4	86	5
累計	55	510	565	420	355	15	50	30	450	60

（注）平成29年度以降は、調査審議の手続の併合により、複数の諮問に対して1件の答申をした事例があるため、諮問件数の合計（a+b）は、答申件数（c）、取下件数（d）及び翌年度繰越件数の合計と一致しない。

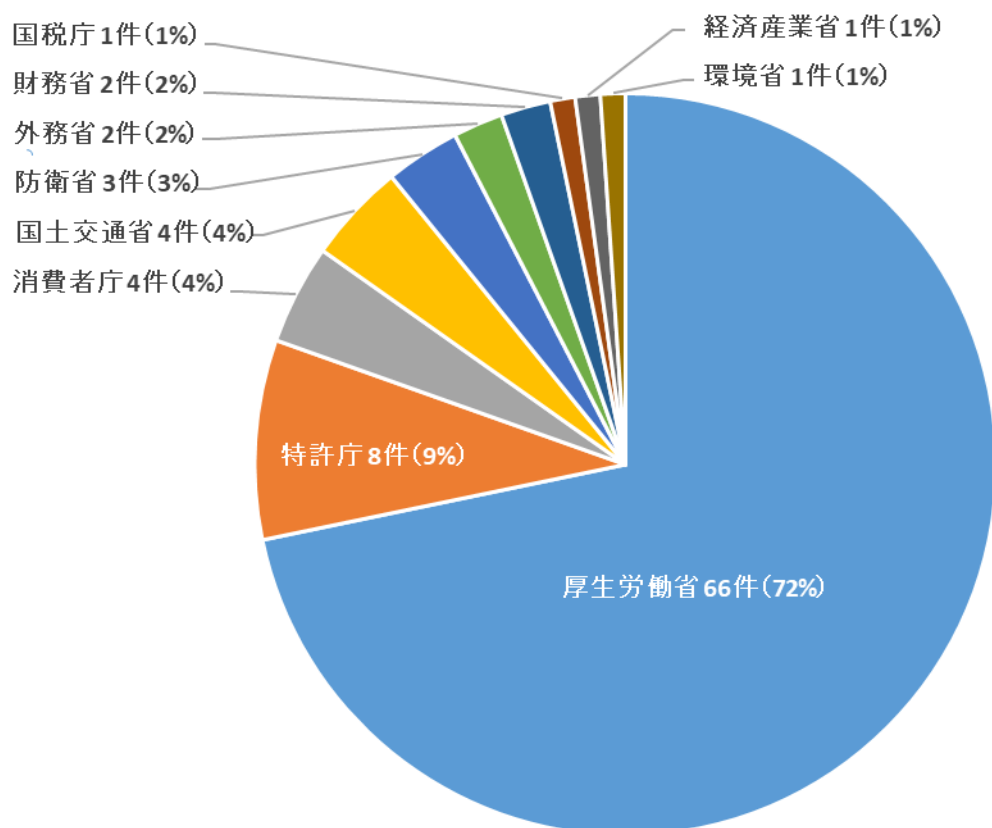
2 新規諮問事件の状況

（1）審査関係人等の状況

① 審査庁

令和3年度の新規諮問事件について、審査庁（行政機関単位）別の件数は、図1のとおりであった。最も多かったのは、厚生労働省の66件であり、全体の約72%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（令和3年度）



（注）%（パーセンテージ）の値は四捨五入しているため、合計しても100%にはならない。

② 審査請求人

令和3年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別の件数は、審査請求人が処分の名宛人であるものが89件（個人58件、法人31件）、処分の名宛人以外の者であるものが3件（個人2件、法人1件）であった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた審査請求事件は、46件（50%）であった。

③ 参加人

令和3年度の新規諮問事件について、参加人が参加した審査請求事件はなかった。

④ 処分庁

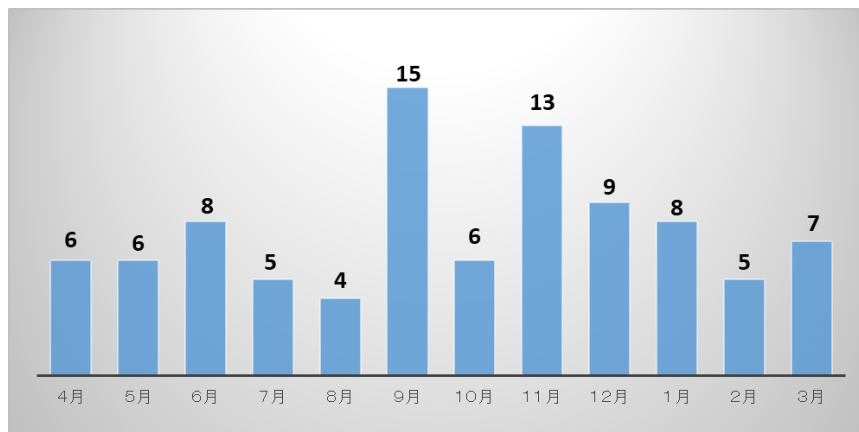
令和3年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別の件数は、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）であるものが29件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）であるものが47件、地方公共団体の機関¹であるものが12件、独立行政法人であるものが4件であった。

¹ 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）。

(2) 諮問月別件数

令和3年度の新規諮問事件について、諮問の月別件数の分布は、図2のとおりであった。

図2 新規諮問事件の諮問月別件数分布（令和3年度）

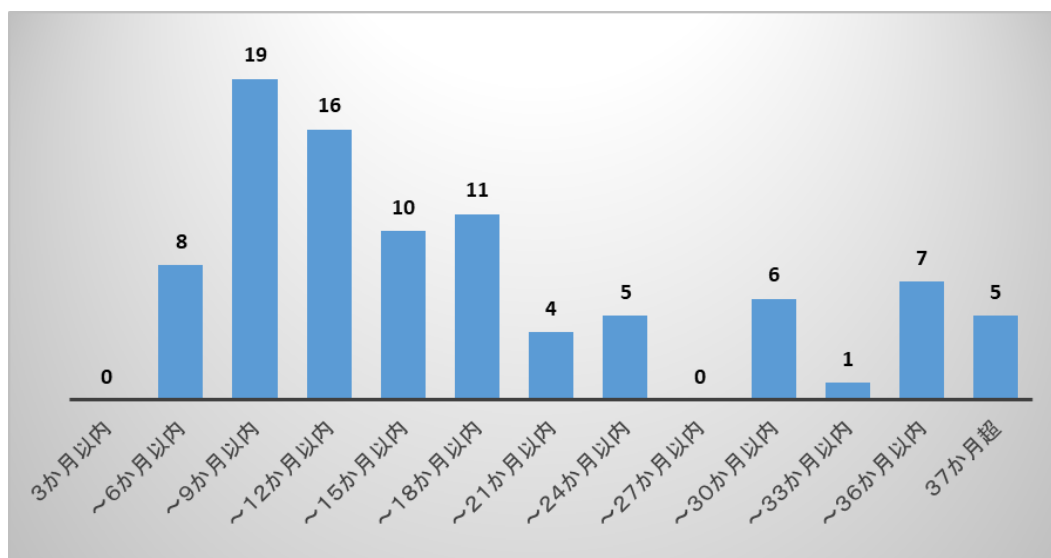


(3) 審査請求から諮問までの期間

令和3年度の新規諮問事件について、審査請求日²から当審査会への諮問日までの所要月数の分布は、図3のとおりであった。

なお、諮問までに長期間を要した事件については、答申において、その改善を求める準付言をしている（3の（5）参照）。

図3 審査請求から諮問までの所要月数の分布（令和3年度）



² 審査庁から提出された諮問書の別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

3 調査審議及び答申の状況

令和3年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

(1) 部会開催回数

令和3年度の部会の開催回数は、第1部会が32回、第2部会が31回、第3部会が39回であった。

(2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況は、表2のとおりであった。令和3年度は、行政不服審査法78条に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が17件あった。

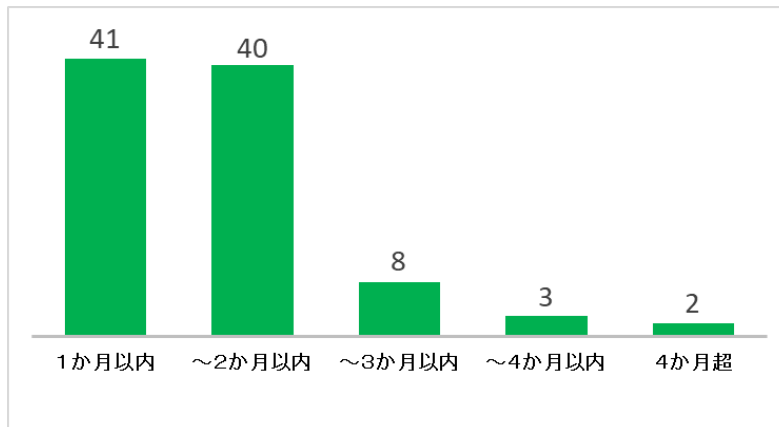
表2 調査審議における各種手続の実施状況（令和3年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	17	0

(3) 調査審議期間等

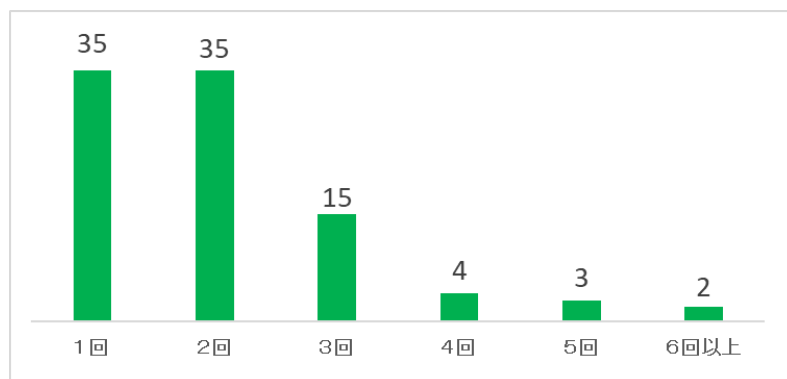
令和3年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図4、部会開催回数の分布は図5のとおりであった³。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（令和3年度に答申したもの）



³ 併合事例については、併合前の諮問事件数でカウントしている。

図5 諮問事件の部会開催回数の分布（令和3年度に答申したもの）



（4）答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）

令和3年度の答申82件のうち、審査庁の判断を妥当でないとしたものは表3、一部妥当でないとしたものは表4のとおりであった。これらの答申の概要は、参考資料2のとおりである。

表3 審査庁の判断を妥当でないとした答申（令和3年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和3年度 答申第4号	令和3年 4月20日	厚生労働大臣	再生医療等の安全性の確保等に関する法律22条に基づく緊急命令
令和3年度 答申第6号	令和3年 4月26日	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく入院措置
令和3年度 答申第29号	令和3年 8月11日	経済産業大臣	再生可能エネルギー発電事業計画の認定取消処分
令和3年度 答申第35号	令和3年 9月9日	厚生労働大臣	中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分
令和3年度 答申第55号	令和3年 12月20日	厚生労働大臣	未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分
令和3年度 答申第56号	令和3年 12月23日	厚生労働大臣	働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分
令和3年度 答申第61号	令和4年 1月17日	厚生労働大臣	働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分
令和3年度 答申第62号	令和4年 1月17日	厚生労働大臣	働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分

表4 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（令和3年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和3年度 答申第20号	令和3年 7月9日	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条 1項に基づく入院措置
令和3年度 答申第38号	令和3年 10月4日	厚生労働大臣	労働保険料の認定決定等

（5）答申における付言等

当審査会では、審査請求に係る処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、答申において、問題点を指摘し、必要な措置について付言をすることがある。

令和3年度は、82件の答申中、32件の答申において付言がされた⁴。

付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①行政処分の理由付記に関するものが22件、②審査庁からの諮問に係る手続に関するものが7件、③不服申立ての制度設計に関するものが5件、④法令や通達等の見直しに関するものが5件、⑤審査庁における審理の在り方に関するものが3件、⑥制度の周知に関するものが3件、⑦不服申立ての教示に関するものが2件、⑧制度の仕組みに関するものが1件、⑨弁明の機会の付与の通知に関するものが1件であった⁵。

また、付言の項目を立てることなく、付言と類似の内容等を指摘（準付言）した答申もある。

令和3年度は、82件の答申中、45件の答申において準付言がされた。

準付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①審査請求の審理期間に関するものが40件、②行政処分に要した期間に関するものが9件、③行政処分の理由付記に関するものが2件、④審査庁における審理の在り方に関するものが2件、⑤不服申立ての教示に関するものが1件、⑥審査庁からの諮問に係る手続に関するものが1件であった⁶。

付言及び準付言の概要は、参考資料3のとおりである。

⁴ 「付言」の項目を立てている答申の件数である。

⁵ 1件の答申において複数の内容について付言をしているものがある。

⁶ 1件の答申において複数の内容について準付言をしているものがある。

II 審査会の運営等

1 総会の開催状況

令和3年度は、委員全員で構成される総会を2回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。

表5 総会の開催実績（令和3年度）

開催日		主な議題
第21回	令和3年4月16日	<ul style="list-style-type: none">・委員の交替・各部に属すべき委員及び各部長の指名・会長代理の指名
第22回	令和4年3月24日	<ul style="list-style-type: none">・今年度の事件の処理状況

2 行政不服審査交流会への参加

令和4年2月1日、一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会がオンラインにより開催され、当審査会の複数の委員が分科会及び全体会議における意見交換に参加した。

以上

<参考資料 1> 行政不服審査会委員名簿（令和 3 年度）

部会	役職	委員	委員
第1部会	会長 部会長(常勤)	原 優	元名古屋高等裁判所長官
	委員	村田 珠美	弁護士
	委員	野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
第2部会	会長代理 部会長(常勤)	戸谷 博子	元東京高等検察庁検事
	委員	伊藤 浩	行政書士
	委員	交告 尚史	法政大学法科大学院教授
第3部会	部会長(常勤)	三宅 俊光	元総務省行政管理局長
	委員	佐脇 敦子	弁護士
	委員	中原 茂樹	関西学院大学法科大学院教授

＜参考資料 2＞審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_r3.html

1 審査庁の判断を妥当でないとした答申（8件）

（1）【再生医療等の安全性の確保等に関する法律 22 条に基づく緊急命令に係る審査請求事案】

本件緊急命令の時点において審査請求人が本件混合ワクチンの投与を継続する蓋然性があったとは認めることができないから、本件緊急命令は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「再生医療等安全性確保法」という。）22 条の「再生医療等の提供による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとき」という要件を充足していない。

したがって、本件緊急命令は、処分庁が再生医療等安全性確保法 22 条の要件充足性についての判断を誤ってした違法なものであり、取消しを免れない。

（令和 3 年度答申第 4 号（令和 2 年度諮問第 108 号））

（2）【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 29 条 1 項に基づく入院措置に係る審査請求事案】

本件審査請求に係る処分（以下「本件処分」という。）である精神保健法及び精神障害者福祉に関する法律 29 条 1 項の規定に基づく入院措置の処分は、継続的事実行為であるから、その違法性・不当性の判断の基準時は、裁決時（ただし、諮問の際は諮問時、答申の際は答申時と読み替える。）と解すべきである。

そこで、本件において審査庁が諮問時（令和 3 年 4 月 16 日）における本件処分の適法性及び妥当性を判断するための調査検討を尽くしているかについて検討すると、まず、審査庁が提出した診療録及び看護記録は、審査請求提起日（令和 2 年 9 月 18 日）までのものにすぎず、審査庁がその後の診療録及び看護記録を処分庁から提出させて、その内容を調査検討した形跡は認められない。次に、審査庁が本件処分が適法・妥当である根拠として引用する判定（審査請求人の退院等の請求に対する精神医療審査会の判定、病状診察の判定及び初回の定期病状報告についての精神医療審査会の判定）は、いずれも令和 2 年 11 月までの審査請求人の病状を判断したものである。そして、審査請求人に係る 2 回目の定期病状報告が令和 3 年 2 月中旬にはされているはずであるから、審査庁は、2 回目の定期病状報告を処分庁から提出させて、その内容を調査検討することができたはずであるが、この調査検討をした形跡も認められない。以上によれば、審査庁が諮問時において本件処分の適法性及び妥当性を判断するための調査検討を尽くしているとは到底いうことができない。

したがって、審査庁においては、追加の資料（審査請求提起日後の診療録及び看護記録、2 回目の定期病状報告等の直近の時点までの審査請求人の病状を判断する

ことができる資料)を処分庁から提出させ、その内容について調査検討を尽くした上で、再度諮問をすべきである。

(令和3年度答申第6号(同年度諮問第3号))

(3) 【再生可能エネルギー発電事業計画の認定取消処分に係る審査請求事案】

本件処分は、通知書の記載によれば、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「特措法」という。)15条1号に基づく認定の取消しとされ、取消しの理由として、認定事業者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(以下「特措法施行規則」という。)5条2項2号に規定する認定基準に適合する認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないと認められることによる、特措法15条1号への該当と記載されている。しかし、上記通知書には、審査請求人の再生可能エネルギー発電事業のどの点に認定計画との不適合があるのかは具体的に示されておらず、同設備が決定していないことと認定計画との関係も示されていない。

処分庁の弁明書等によれば、本件処分は、認定申請に係る再生可能エネルギー発電設備が当初認定から2年以内に発注されていないことをもって、同設備が決定していないとし、特措法施行規則5条2項2号の基準を満たさないことによる認定の取消しが行われたものとも解される。しかし、特措法施行規則5条2項2号の基準を満たしていないとして、認定を取り消すのであれば、特措法15条2号による取消しとなると考えられるから、上記通知書に記載の特措法15条1号に基づく取消しとは整合せず、その関係は説明されていない。

再生可能エネルギー発電設備が決定していると認定するための基準として、認定時に同設備の設計が決定しているだけでなく、その後2年以内に同設備の発注がなされることを求め、2年以内に発注がなされない場合は同設備が決定していないと評価して認定を取り消すこと自体は、未稼働案件の防止の趣旨から不合理とまではいえない。しかしながら、当初認定から2年以内に再生可能エネルギー発電設備の発注を求める規定をガイドラインに加えた時点で既に当初認定から2年を経過している場合について、一律に、発注されずに2年を経過していることのみをもって、同設備が決定していないとするのは、不合理といわざるを得ない。

審査請求人の場合に、当初認定から2年を経過しているのに発注がなされていないという事実のみで再生可能エネルギー発電設備が決定していないと判断することには重大な疑義がある。

当初認定から相当の期間を経過しても発注がなされていないとして、再生可能エネルギー発電設備が決定していないとの判断がされるとしても、いかなる事実をもってかかる判断をしたのかは、本件処分の理由として何も説明されていない。本件処分は、処分の理由に論理性が欠け、説明が不十分であり、適法に権限が行使されたと判断することができない。

本件処分の理由の提示という面から見ても、通知書における理由の記載は明らか

に不備である。理由の提示には、行政の恣意を抑制し、慎重な判断を確保するという機能と、審査請求人に対して争訟提起上の便宜を図る機能が存することを踏まえて検討するに、本件処分における理由提示の不備は、優に手続上の違法を構成する。したがって、本件処分は取り消されるべきである。

(令和3年度答申第29号(同年度諮問第15号))

(4) 【中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に係る審査請求事案】

処分庁は、審査請求人の行為が横領罪に当たると漫然と認定するのみで、同罪の構成要件の的確な分析及び当てはめも、十分な証拠収集も行うことなく、また、認定申請書に記載のある同罪以外の類型の刑罰法規に触れる行為(背任)の有無やその他の要件についての検討も欠いたまま、審査請求人の行為が中小企業退職金共済法施行規則18条1号に当たると判断している。そして、審査庁は、上記の処分庁の判断を安易に追認して本件審査請求を棄却すべきとしているものであって、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(令和3年度答申第35号(同年度諮問第25号))

(5) 【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

審査庁は、未払賃金立替払制度における退職の日について、実際の労働実態を勘案して、令和元年8月20日と認定した処分庁の判断は不合理とまではいえないとし、本件認定申請は審査請求人の退職の日の翌日から起算して6か月以内に行われていないとして、本件不認定処分を妥当としている。

確かに、審査請求人は、解雇を告げられた後、令和元年8月9日以降は就労していない。しかしながら、退職の日とは労働契約関係が終了したと認められる日であるが、就労していないということのみをもって直ちに退職日を決定することはできない。

審査請求人が就労しなくなったのは解雇を告げられたからであるところ、審査請求人は、民事訴訟手続において解雇無効を主張し、労働契約が継続していると主張していたものである。そして、この民事訴訟手続は、本件会社が解雇を撤回し審査請求人は令和2年5月21日に退職したことを確認する等を内容とする訴訟上の和解により終了している。

本件では、解雇が無効であるとの裁判所の判断がされたものではないが、訴訟手続において、解雇が撤回され、令和2年5月21日に退職したとする訴訟上の和解が成立しているのであるから、先の解雇の通知は撤回されてその効果はなくなったというほかない。したがって、解雇によって退職したと認定することはできず、令和2年5月21日まで労働契約関係は継続していたとするほかない。

もっとも、認定申請の6か月以上前に退職して労働契約関係が消滅したことが明らかであるのに、未払賃金立替払制度の利用を企て、使用者と元労働者の合意によって退職日を後日に変更するのは、未払賃金立替払制度の趣旨に反するというべきである。しかし、本件がそのような事案であるとまで断ずることは困難であり、本件についての審査庁の判断は妥当とはいえない。

(令和3年度答申第55号(同年度諮問第56号))

(6) 【働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

本件については、期限までに支給申請書が提出されていないことは明らかであるが、本件交付決定取消処分が適法かつ妥当であるかどうかの判断に当たっては、補助の目的、期限までに支給申請書の提出を求める趣旨及びそのことと補助の目的との関係、本件申請時に提出した働き方改革推進支援助成金事業実施計画に支給対象の事業として既に実施したものが記載され、これを基に交付決定がなされている場合に更に支給申請に際して働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書を提出することの重要性の程度、期限までに支給申請書の提出を求める他の方策の有無等を総合的に判断した上で、補助の目的を阻害する義務違反があったといえるかが検討されなければならない。

しかるに、審査庁は、かかる検討が不十分のまま、期限までに支給申請書が提出されていないということのみをもって、本件交付決定取消処分は違法又は不当なものとはいえないと結論付けており、必要な検討が不十分のままなされた判断であるから、現時点では妥当とはいえない。

(令和3年度答申第56号(同年度諮問第61号))

(7) 【働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

処分庁は、交付決定の取消しという最も重い処分を選択するに当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に照らして交付決定の取消しに至るまでにとり得る措置を講じ、未提出となっている支給申請書等を提出させて事業を完遂させ本件交付決定に係る助成の目的の達成状況を確認することもなく、形式的に、審査請求人に期限までに支給申請書等を提出しなかったという本件交付要綱の定め反する行為があると認定したことだけをもって、本件交付決定に附した条件に違反したとして直ちに本件交付決定取消処分に及んだと評価するほかない。

そして、審査庁(審理員)においても、上記で検討してきた点について、何ら説明することなく本件諮問に至ったのであるから、本件交付決定取消処分を行うことが適法かつ妥当であったかについて検討を尽くしていないといわざるを得ず、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(令和3年度答申第61号(同年度諮問第62号))

(8) 【働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

処分庁は、交付決定の取消しという最も重い処分を選択するに当たって、形式的に、審査請求人に提出期日までに支給申請書等を提出しなかったという本件交付要綱の定め反する行為があると認定したことだけをもって、本件交付決定に附した条件に違反したとして直ちに本件交付決定取消処分に及んだと評価するほかない。

そして、審査庁（審理員）においても、上記で検討してきた点について、何ら説明することなく本件諮問に至ったのであるから、本件交付決定取消処分を行うことが適法かつ妥当であったかについて検討を尽くしていないといわざるを得ず、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(令和3年度答申第62号(同年度諮問第66号))

2 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申(2件)

(1) 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく入院措置に係る審査請求事案】

本件において、審査庁が前回答申(令和3年度答申第6号、上記1の(2)参照)で求められた調査検討を尽くさずに本件諮問をしたことは妥当とはいえないが、審査庁から追加提出された資料も踏まえて検討すると、審査請求人について本件処分を継続していることが違法又は不当であるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。

(令和3年度答申第20号(同年度諮問第10号))

(2) 【労働保険料の認定決定等に係る審査請求事案】

審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃、審査請求人X₅及び審査請求人X₆からの各審査請求については、棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

審査請求人X₄からの審査請求については、本件徴収決定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であり、本件認定決定のうち、労働保険料の確定額の認定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であるが、労働保険料の不足額の認定の取消しを求める部分は、却下すべきである(認定に係る不足額が処分庁による計算間違いであることは明らかであるが、当該計算間違いは、その後、正しい不足額が記載された督促状による督促がされたことにより、その瑕疵が治癒されたということができ、審査請求人X₄が提起した上記督促の取消請求訴訟において、当該取消請求を棄却する判決がされ、当該判決が確定し、正しい不足額との差額について、審査請求人X₄が取立てを受けるおそれはないということができることから、間違った不足額の認定の取消しを求める部分は、審査請求の利益がない。)から、棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(令和3年度答申第38号(同年度諮問第30号から第35号まで))

＜参考資料3＞答申における付言等の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_r3.html

1 付言

(1) 行政処分理由付記に関するもの(22件)

①【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件支給要綱の定める様式(「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」(様式第2号)。以下「通知書様式」という。)には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていないところ、本件不支給通知書の理由は、「本災害については、調査の結果、交通事故による外因死とは認められず、業務と死亡との間に相当因果関係は認められないため不支給となります。」と遺族補償年金の不支給の理由と同じ理由が、支給か不支給かの決定等を記載する欄の外側に手書きされている。これでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であると言わざるを得ない。

本来、本件不支給通知書には、遺族補償年金の不支給理由と同じ理由ではなく、支給要件の全体像(申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること)を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学等援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的(同法1条参照)にも資することになると考える。また、通知書様式を改善すべきことなどについても、累次にわたる当審査会の答申の指摘を踏まえて早急に検討すべきである。

(令和3年度答申第70号(同年度諮問第75号))

※ 同様の付言として、令和3年度答申第11号(同年度諮問第8号)、令和3年度答申第14号(同年度諮問第6号)、令和3年度答申第17号(同年度諮問第9号)、令和3年度答申第23号(同年度諮問第18号)、令和3年度答申第37号(同年度諮問第37号)、令和3年度答申第45号(同年度諮問第47号)、令和3年度答申第52号(同年度諮問第57号)、令和3年度答申第59号(同年度諮問第58号)及び令和3年度答申第81号(同年度諮問第90号)がある。

②【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件不交付決定に付された理由は、「対象者の要件である、「外傷による末梢神経損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛（末梢神経の損傷に起因するRSD及びカウザルギーによる激しい疼痛等）が残存する方で、労働者災害補償保険法による障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている方のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方」に該当しないため。」というものである。

しかし、この理由の記載では、「外傷による末梢神経の損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者」、「障害等級第12級以上の者」、「医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者」のいずれの要件に該当しないのかが示されておらず、不交付決定の理由を理解するのは困難である。さらに、「外傷による末梢神経の損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者」に該当しないとする理由を付すに当たっては、同要件をそのまま記載するだけではなく、その意味するところを分かりやすく説明した上で、該当しないとする理由を分かりやすく説明するべきである。

（令和3年度答申第36号（同年度諮問第28号））

※ 同様の付言として、令和3年度答申第16号（同年度諮問第11号）、令和3年度答申第28号（同年度諮問第23号）及び令和3年度答申第34号（同年度諮問第22号）がある。

③【不当景品類及び不当表示防止法7条1項に基づく措置命令に係る審査請求事案】

本件措置命令に係る命令書に記載された理由の提示（以下「本件理由提示」という。）においては、本件各表示に係る表示媒体、表示期間及び表示内容に加え、「あたかも」との文言を用いて、本件各表示が一般消費者に対して示す効果、性能の内容が認定されているほか、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）7条2項の規定に基づき審査請求人に対し期間を定めて合理的根拠資料の提出を求めたところ、審査請求人が当該期間内に提出した本件提出資料は、本件各表示の裏付けとなる合理的根拠資料であるとは認められないものであった旨などが認定されている。また、適用された法令として、景品表示法7条2項の規定により本件各表示が景品表示法5条1号に規定する優良誤認表示とみなされる旨が記載されている。

このような本件理由提示の記載が行政手続法14条1項の要請を満たしていないとはいえないが、なぜ本件提出資料を合理的根拠資料と認めなかったのかの理由が理解しやすく記載されているとはいえず、そのような記載が具体的になかったことにより、審理手続の長期化を招いた面が否定できない。

処分庁においては、行政手続法14条1項の求める理由提示の意義を十分に踏まえて、本件運用指針上の要件の充足関係を含め、審査請求人の提出した資料について行った評価を、理由として具体的に記載することが望まれる。

（令和3年度答申第74号（同年度諮問第44号））

※ 同様の付言として、令和3年度答申第72号（同年度諮問第53号）がある。

④【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定の通知書には、理由として「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」としか記載されておらず、その一文目の理由による不支給なのか二文目の理由による不支給なのかが示されていないばかりか、審査請求人の複数日の欠席のうちどの日の欠席が「やむを得ない理由」によるものと認められなかったのかが示されていない。理由の記載方法として不適切であり、改善が求められる。

（令和3年度答申第18号（同年度諮問第12号））

⑤【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

本件却下処分の通知書（以下「本件通知書」という。）の「請求者」欄には、審査請求人の続柄が「子」と記載されている。この点について、処分庁は、審査請求人がその続柄を「養子」と申し立てたことから、「子」と記載したと弁明しているが、処分庁は、本件請求書の「請求者・戦没者等との続柄」欄に審査請求人がした「養子」との記載を「三親等内」と職権訂正しているから、上記の弁明は、処分庁が本件請求書の記載を職権訂正したと整合していない。また、処分庁は、本件通知書中の「請求者」欄には「子」と記載しながら、「却下理由」欄には「P様の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められません」と記載しているのであって、「請求者」欄の記載と「却下理由」欄の記載が対応していない。このことが、処分庁が「子と認めた」との審査請求人の誤解を招く結果となっていると考えられる。

以上のとおり、本件却下処分における理由の提示は、不十分な内容のものであって、そのことが名宛人である審査請求人の誤解を招く結果となっている。処分庁としては、本件通知書中の「請求者」欄には「子（養子）、三親等内」と記載した上で、「却下理由」欄には「叔父Pとの養子縁組の届出がされていないので、子（養子）とは認められないこと」及び「叔父Pと、その死亡の日まで引き続き1年以上、同一の生計関係を有していたとは認められないこと」を併せて記載すべきであった。

（令和3年度答申第22号（同年度諮問第16号））

⑥【対象障害者の雇入れに関する計画の作成命令に係る審査請求事案】

本件作成命令に付された理由は、「令和元年12月31日現在の雇用する対象障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である」というものである。障害者雇入計画の再作成は、障害者雇入計画を実施しても、雇用する対象障害者の数が法定雇用障害者数に達しない事業主のうち、障害者雇入計画の実施状況が特に悪い者

に対し、命ずることとされているから、上記の理由は、本件作成命令の理由を十分に説明したものとはいえない。処分庁としては、障害者雇入計画の再作成を命ずる場合には、処分の名宛人が本件要領が定めるどの基準に該当するかを具体的に示す必要がある。

(令和3年度答申第31号(同年度諮問第26号))

⑦【一般旅券発給申請拒否処分に係る審査請求事案】

行政手続法が、行政庁が申請拒否処分をする場合、申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとし(8条1項本文)、処分を書面でするときは、その理由を書面で示さなければならない(同条2項)と定める趣旨が、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあることに鑑みれば、拒否処分の通知書に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないと解される。

本件理由記載においては、本件申請がどのような要件を欠いているかは記載されているが、その要件が旅券法上のものであることが明示されておらず、かえって、行政手続法7条が本件拒否処分の根拠として記載されている(本件拒否処分の根拠として同条を挙げることは誤っている)。申請拒否処分に際して理由の提示を求めると同法8条1項の趣旨に照らせば、本件拒否処分の理由としては、旅券法の趣旨から旅券の名義人となるべき者が日本国籍を有していることは同法の求める当然の要件であると理解できる記載をすることが求められる。処分庁において検討されたい。

(令和3年度答申第46号(同年度諮問第38号))

⑧【児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求事案】

本件通知書が審査請求人に対する児童手当の支給事由の消滅理由として「監護しなくなったため」と記載していることは、行政手続法8条1項に違反するとまではいえないが、このような記載では、審査請求人が自らに対する児童手当の支給事由が消滅した理由を十分に理解することはできないといわざるを得ない。本件通知書においては、その理由として、妻が本件児童を連れて審査請求人と別居し、審査請求人と協議離婚中であることから、児童手当法4条4項の規定(同居父母優先規定)が適用されて、本件児童と同居している妻に対して児童手当の受給資格の認定がされた結果、審査請求人に対する児童手当の支給事由が消滅したということを省略することなく記載すべきである。

(令和3年度答申第78号(同年度諮問第84号))

⑨【障害者雇用調整金の返還決定に係る審査請求事案】

本件返還決定の通知書(以下「本件通知書」という。)には、本件返還決定の理由

として、「常用雇用労働者数が誤って計上されていたことが判明したため」との記載がされている。しかし、本件返還決定は、常用雇用労働者数の計上誤り及び雇用障害者数の計上誤りを理由としてされたものであるから、常用雇用労働者数の計上誤りについてのみ言及した本件通知書の上記記載は、不十分な内容のものであるといわざるを得ない。

本件では、処分庁は、審査請求人に対し、本件通知書を送付するに先立ち、本件各算定調査書を送付して、その記載内容の確認を求めており、本件各算定調査書において常用雇用労働者数の計上誤りのみならず、雇用障害者数の計上誤りについても具体的に記載している。このような経緯を踏まえるならば、本件通知書においては、本件返還決定の理由として、「平成26年度申請分、平成27年度申請分及び平成28年度申請分に係る各算定調査書に記載したとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」と記載すべきであったと考えられる。処分庁においては、今後の運用を改善されたい。

(令和3年度答申第82号(同年度諮問第89号))

(2) 審査庁からの諮問に係る手続に関するもの(7件)

①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

審理員意見書においては、裁決書の記載事項(行政不服審査法50条1項)に対応して、事案の概要及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示した上で、審査請求に対する結論(裁決の主文に対応するもの)及びその理由(認定した事実関係及び当該事実関係に対する関係法令の適用を含む。)を記載することが求められている(総務省行政管理局「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル(審査庁・審理員編)【第4版】」104頁及び様式例第74号参照)。特に、本件のように、関係法令(通達等を含む。以下同じ。)の改正がされている事件については、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、審理員意見書には、当該事件に適用される関係法令の規定を過不足なく記載することが求められる。これは、諮問説明書についても、同様である。

このような観点から、本件の審理員意見書及び諮問説明書における「本件に係る法令等の規定」に関する記載を見ると、本件に適用される関係法令の改正等がされているにもかかわらず、その点の説明がされていないから、上記の記載は、甚だ不十分な内容のものであるといわざるを得ない。審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、諮問に係る事件に適用される関係法令の規定を適確に記載するよう留意されたい。

(令和3年度答申第28号(同年度諮問第23号))

※ 同様の付言として、令和3年度答申第34号(同年度諮問第22号)及び令和3年度答申第59号(同年度諮問第58号)がある。

②【不当景品類及び不当表示防止法7条1項に基づく措置命令に係る審査請求事案】

本件の諮問に当たって審査庁から提出された諮問説明書には、裁決についての審査庁の考え方の理由として、「理由に係る審査庁の考えは、審理員意見とは結論を同一にするものの、判断過程を異にすることから、次のとおり記載する。」という記載がある。

諮問に当たっての審査庁の判断が、審理員の意見と異なること自体は、関係規定に照らし、想定されているものではあるということが出来る（行政不服審査法50条1項4号括弧書き参照）。

しかし、審理員は、原処分に関与していない者であり、審理に関する権限を行使して、公正に審理を行うことが求められているから、その審理の結果が審査庁の裁決に適正に反映されるべきものとして審理員意見書の作成を求めるとするのが行政不服審査制度の枠組みである。

このような構造に照らせば、審理終結時と諮問時で事情に変化があったことがうかがわれるわけでもないのに、諮問に係る審査庁の判断が審理員の意見の内容から無限定に乖離するようなことが許容されるとは考えられず、諮問に当たっては、審理員の意見を踏まえることが求められるといえる。そして、仮に異なる判断をしようとするのであれば、審査庁は、その理由を十分に説明する必要がある。

本件の諮問説明書は、上記のように、審査庁の諮問に係る判断と審理員の意見の内容が「判断過程を異にする」と明記しているにもかかわらず、なぜ審理員の採用した判断過程をそのまま採用することができず、異なる判断過程による必要があるのかを具体的に説明しているとはいえない。このような記載は、上記のような行政不服審査制度の構造に必ずしも整合しないのみならず、当審査会における迅速で効率的な調査審議という観点からも望ましいとはいえないから、改善が望まれる。

（令和3年度答申第74号（同年度諮問第44号））

※ 同様の付言として、令和3年度答申第72号（同年度諮問第53号）がある。

③【特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に係る審査請求事案】

行政不服審査法43条2項は、審査庁が当審査会にする諮問は、審理員意見書及び同法41条3項に規定する事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類等）の写しを添えてしなければならないと規定している。これは、当審査会が、審査庁がしようとする裁決の客観性及び公正性を確保するため、審理員のした審理手続の適法性や、審理員による審理の結果を踏まえてされる審査庁の審査請求事件に対する判断の妥当性を第三者の立場からチェックする機関であり、その役割を果たすためには、審理員意見書及び審理手続において作成され、収集された資料を基に調査審議をする必要があるからである。

一件記録によると、審査請求人は、審査庁に対し、審査請求書の添付書類として資料1から資料26までの資料（全部で62頁にも及ぶ大量の資料）を提出したこ

とがうかがわれるが、本件諮問に当たり、審査庁から当審査会に提出された事件記録の中には、上記の資料が全く含まれていなかった。そこで、当審査会が、審査庁に対し、その理由を照会したところ、審査庁から「添付が漏れたため。」との回答があった。本件では、一件記録の中に審査請求人の作成した申立書（審査請求人が、本件では大量の資料が提出されているとして、自らが提出した資料と処分庁が提出した資料の各目録を作成したもの）があったため、当審査会は、審査請求人の提出した上記資料の存在に気付くことができたが、この申立書がなければ、当審査会は、その存在に気付くことができず、処分庁から提出された資料のみを基に調査審議をすることになったものと考えられる。諮問に当たり、審査庁から、処分庁の提出した資料のみが提出され、審査請求人の提出した資料が提出されないようでは、当審査会が上記の役割を果たすことはできないといわざるを得ない。審査庁においては、諮問をする際に、事件記録に漏れがないかどうかを十分に確認するよう留意された。

（令和3年度答申第50号（同年度諮問第52号））

④【意匠登録出願却下処分に係る審査請求事案】

意匠登録出願に関する事件のうち、関係法令の改正がされているものについては、手続の補正をすべきことを適正に命じる観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討すること、その上で、これを手続補正指令書に記載する場合には正しく表示することが基本であり、当該手続補正指令書で指定した期間内に手続の補正がなかったとしてされた出願却下処分の審査請求についても、適正な審理を実現する観点から、表示の正確さの確認も含め上記のような検討が必要不可欠である。しかし、処分庁は、本件手続補正指令書に、表示すべき法令の条項等の番号を誤って記載し、審理員及び審査庁は、事件記録をみても、適用されるべき法令の検討をした形跡はなく、その誤った記載を前提に、それぞれ、審理手続を進めて審理員意見書を作成し、及び当該審理員意見書を踏まえて審査庁としての判断をし諮問するに至ったものと認められる。こうした記載のある本件手続補正指令書の発出を含む本件出願却下処分の経過は、違法又は不当なものとはまではいえないが、処分庁には、事件に適用される法令を確認して手続の補正を命ずることが当然求められるし、審理員及び審査庁には、漫然と処分庁の判断を受け入れるのではなく、自ら適用される法令を確認して、それぞれ、審理手続を進め、諮問することが必要であることは言うまでもない。処分庁、審理員及び審査庁には真摯な対応が求められる。

（令和3年度答申第79号（同年度諮問第77号））

（3）不服申立ての制度設計に関するもの（5件）

【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手続が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手続は、

本来、独立して迅速に進めるべきである。審査庁は、二つの手続が並行して進められている場合には、前者の手続の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の手続を進めるという運用をしていたが、今回、この運用を変えて、遺族補償年金に係る審査請求の結論のみを待つ運用としたとしている。これにより処理期間の短縮が見込まれるが、遺族補償年金に係る審査請求の結論のみを待つことの意義はあるのか疑問である。二つの手続が別個であるとの理解のもとで運用を変えたのであれば、その理解に即してそれぞれ独立して迅速に進めるべきである。審査庁における更なる改善が望まれる。なお、仮に、二つの手続を一連のものとして理解しているのであれば、累次にわたる当審査会の答申の制度変更に関する指摘を踏まえて、真摯に検討することが望まれる。

（令和3年度答申第70号（同年度諮問第75号））

※ 同様の付言として、令和3年度答申第14号（同年度諮問第6号）、令和3年度答申第17号（同年度諮問第9号）、令和3年度答申第23号（同年度諮問18号）及び令和3年度答申第45号（同年度諮問第47号）がある。

（４）法令や通達等の見直しに関するもの（５件）

①【労働保険料の認定決定等に係る審査請求事案】

審査請求人らに対する各労働保険料認定通知書は、処分庁が審査請求人らに対し本件各認定決定及び本件各徴収決定をしたことを通知した書面であるところ、それらには、本件各認定決定の根拠規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「労働保険料徴収法」という。）19条4項）は記載されているが、本件各徴収決定の根拠規定（労働保険料徴収法21条1項本文）は記載されていない。根拠規定の異なる二つの処分をしたことを通知する書面において、一つの処分の根拠規定のみを記載し、もう一つの処分の根拠規定を記載しない取扱いについて、合理的な理由を見いだすことはできない。審査庁においては、処分の名宛人が処分の根拠規定を正しく理解することができるようにするため、労働保険料認定通知書の様式（平成25年3月29日付け基発0329第3号厚生労働省労働基準局長通達「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」において定める様式）を改訂して、追徴金の徴収に関する根拠規定も記載するようすべきである。

（令和3年度答申第38号（同年度諮問第30号から第35号まで））

②【障害者の雇用の促進等に関する法律59条1項に基づく督促に係る審査請求事案】

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「障害者雇用促進法施行規則」という。）31条によれば、追徴金通知書には、「納付すべき追徴金の額」及び「その算定の基礎となる事項」並びに「納付期限」を記載しなければならないとされている。しかし、本件で審査請求人に送付された追徴金通知書には、「納付すべき追徴

金の額」及び「納付期限」は記載されているが、「その算定の基礎となる事項」は記載されていない。機構においては、追徴金通知書の様式を障害者雇用促進法施行規則31条の規定に即したものに速やかに改正する必要がある。

(令和3年度答申第44号(同年度諮問第45号))

③【労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

審査庁は、審査請求人について重大な過失が認められる理由として、(1)保険関係成立日から本件事故の発生日までの期間が1年を超えていること(以下「要件①」という。)及び(2)保険関係成立日から1年以上を経過して保険関係成立届が提出されていること(以下「要件②」という。)を掲げているから、要件①及び要件②を重大な過失の認定基準として考えているようである。

しかし、運用通達は、「保険関係が成立した日(以下「保険関係成立日」という。)から1年を経過してもなお保険関係成立届を提出していないとき」に重大な過失を認定すると定めているから、重大な過失の認定基準とされているのは要件②のみであって、要件①は重大な過失の認定基準とはされていないことが明らかである。運用通達は、重大な過失の認定に係る事務処理について定めた部分において、「所轄局長(注:所轄都道府県労働局長)は、下記の方法等により、当該事業の保険関係成立日から事故発生日までの期間が1年を超えているか否かについて確認を行い、上記(1)ロに照らし、当該事業主の重大な過失の有無について判断する」と定めているが、「保険関係成立日から事故発生日までの期間が1年を超えているか否かについて確認」をすることの目的・効果については、何ら定めていない(上記の引用部分が「上記(1)ロに照らし、当該事業主の重大な過失の有無について判断する」と定めていることからすると、「1年を超えているか否かについて確認」をする期間は、「保険関係成立日から事故発生日までの期間」ではなく、「保険関係成立日から保険関係成立届の提出日までの期間」であるはずであるから、上記の引用部分中の「事故発生日までの期間」という部分は、「保険関係成立届の提出日までの期間」の誤記ではないかと考えられる。)。審査庁が要件①も重大な過失の認定基準として考えているのであれば、運用通達が重大な過失の認定基準について定めている部分に要件①を追加するか、又はその認定基準の例外を定めている部分に「保険関係成立日から事故発生日までの期間が1年に満たない場合」には重大な過失として認定しないことを明記する必要がある。

なお、保険関係成立日から1年を経過して保険関係成立届が提出されたという二つの事例(事例A及び事例B。いずれも保険関係成立日から1年2か月後に保険関係成立届が提出された事例とする。)を想定した場合において、事例Aは保険関係成立日から11か月後に事故が発生した事例、事例Bは保険関係成立日から1年1か月後に事故が発生した事例とすると、審査庁の考え方によれば、事例Aでは重大な過失が認定されず、事例Bでは重大な過失が認定されることになるが、これでは、事故発生日から保険関係成立届を提出するまでに期間を要した方が費用を徴収

されないという不合理な結果となる。したがって、重大な過失の認定基準に要件①を追加するなどの運用通達の見直しをするのであれば、事故発生の日が保険関係成立日から1年内であるか、又は1年を経過した後であるかによって、重大な過失の有無の認定に差を設けることに果たして合理性があるかについて、十分に検討されたい。

また、そもそも、運用通達は、その標題から明らかなように、事業主が「保険関係成立届をしていない期間中に発生した事故」について保険給付をした場合における当該事業主に対する費用徴収制度の運用について定めたものであるから、要件①（保険関係成立日から事故発生の日までの期間が1年を超えていること）を重大な過失の認定基準として考えるのであれば、事故発生の日には保険関係成立届は提出されていないから、保険関係成立届は、当然、保険関係成立日から1年以上を経過して提出されることになる。そうすると、要件①に加えて、要件②（保険関係成立日から1年以上を経過して保険関係成立届が提出されていること）を重大な過失の認定基準として定める必要は全くないということになる。

審査庁においては、運用通達の見直しを早急に検討されたい。

（令和3年度答申第67号（同年度諮問第67号及び第68号））

④【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

本件事務処理マニュアルによれば、同一の死亡した者に係る特別弔慰金に関し、同順位である複数の遺族から請求がされた場合には、遺族間の話合いで代表遺族を決めるように求め、その話合いで代表遺族が決まらない場合には、「原則」として、市区町村における受付日が早い請求者に対して権利の裁定をすることとされている。この遺族間の話合いで代表遺族が決まらない場合に先行請求を優先するルール（本件ルール）は、上記のとおり、「原則」とされていることから、当審査会が、審査庁に対し、どのような場合に「例外」が認められるかについて照会をしたところ、審査庁から「例外」として想定しているという回答があった三つの場合（先行請求について記載漏れや添付書類の不足等の不備があり、先行請求について却下裁定をすることがやむを得ない場合、先行請求人が請求中に死亡し、相続人が存在しないこと又は相続人が請求の継承を望まないことなどにより、先行請求が継続されない場合及び後行請求が実は先行請求であったことが後に判明した場合）は、いずれも「例外」には該当しないものである。

本件ルールに「例外」があるのであれば、同順位である複数の遺族から同一の死亡した者に係る特別弔慰金の請求を受けた裁定機関としては、その「例外」が認められる場合であるか否かについても検討をしなければ、先行請求をした遺族に対して権利の裁定をすることができないことになる。

審査庁においては、本件ルールに「例外」があるか否かについて早急に検討し、「例外」があるのであれば本件事務処理マニュアルにその例外を明記し、「例外」がないのであれば本件事務処理マニュアルの「原則」の用語を削除するなどの対応を

すべきである。

(令和3年度答申第68号(同年度諮問第73号))

⑤【意匠登録出願却下処分に係る審査請求事案】

本件出願却下処分の送達については、意匠法68条5項において準用する特許法190条において準用し、読み替えられた民事訴訟法107条の規定に基づく書留郵便に付する方法により行われている。その際、審査請求人には、書留郵便等に付する送達をする旨と当該書類について書留郵便等に付して発送した時に送達があったものとみなされることが通知されている。この通知を直接根拠付ける規定は、特許等関係法令には見当たらないが、民事訴訟法3条の規定に基づき定められた民事訴訟規則44条には、書留郵便等に付する送達をした場合に上記のような通知を義務付ける規定がある。他方、特許法施行規則16条3項には、就業場所における補充送達がされたときは送達を受けた者に対し通知すべき旨が規定されており、これは、民事訴訟規則43条の規定と同様の内容となっている。そうすると、就業場所における補充送達の場合と書留郵便等に付する送達の場合とでは、いずれも同じく民事訴訟法の規定を準用する送達ではあるのに、当該送達されたときの通知に関し、特許等関係法令における根拠の有無に違いがあるということになる。これには、民事訴訟規則43条は、平成8年の同規則の制定前は旧民事訴訟法(明治23年法律第29号)に同様の規定があり、当時これを特許法において準用していた一方、同規則44条は、同規則の制定時に初めて明文化されたものであり、その制定前には旧民事訴訟法に規定はなく、特許法において準用することができなかったという事情も影響しているものと思われる。しかし、書留郵便等に付する送達の通知も、送達を受ける者の手続上の利益に配慮する観点から、特許等関係法令上に根拠を有する形で安定して行われることが望ましい。処分庁には、特許法施行規則の次期改正の機会を捉まえて、民事訴訟規則44条と同様の規定を設けることにつき検討することが望まれる。

(令和3年度答申第79号(同年度諮問第77号))

(5) 審査庁における審理の在り方に関するもの(3件)

①【労働保険料の認定決定等に係る審査請求事案】

審査庁が、本件各諮問をするに当たり、審査請求人X₄に対する本件認定決定における不足額の認定間違いを看過したのは、本件各認定決定における認定額及び本件各徴収決定における決定額が適正であるかについて検討をしなかったことに原因があると考えられる。すなわち、審査庁及び審理員は、処分庁が本件各認定決定をしたことの適否(本件各認定決定において、審査請求人らの労働保険料の額を算定するに当たり、本件海外法人から本件従業員に支払われた賃金を労働保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に算入したことの適否)についてのみ検討し、本件各認定決定における認定額及び本件各徴収決定における決定額が適正に算出されて

いるかについては、その算出の根拠となる資料に照らした検討をした形跡がうかがわれぬ。これは、審査庁及び審理員が、上記の認定額及び決定額はいずれも適正に算出されていて誤りはないとする処分庁の弁明を正しいものとして受け止めたためであると考えられるが、処分庁の弁明内容についてその根拠となる資料に照らした検討をしていない本件の審理は、審査庁及び審理員が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

(令和3年度答申第38号(同年度諮問第30号から第35号まで))

②【障害者の雇用の促進等に関する法律59条1項に基づく督促に係る審査請求事案】

本件では、審査庁及び審理員が処分庁の決定した納付金及び追徴金の額が適正であるかについて検討した形跡がうかがわれぬ。これは、処分庁が、弁明書において、上記の納付金及び追徴金の額は適正に算出されていて誤りがない旨の弁明をしていないためではないかと考えられるが、このような処分庁の弁明内容に依存した検討しかしていない本件の審理は、審査庁及び審理員が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

(令和3年度答申第44号(同年度諮問第45号))

③【河川法67条に基づく原因者負担金負担命令に係る審査請求事案】

本件について、審査請求人に負担させる金額が「必要を生じた限度」でなければならないのは河川法67条が要求するところであり、審査請求人はこの点についても「考えられない金額」と主張しているのであるから、審理手続において、金額の算定根拠について調査検討をするのは当然である。しかるに、本件諮問に当たり、審査庁が金額の算定根拠を検討した形跡はなく、当審査会からの求めによってようやく資料を提出するに至ったものである。

処分の要件が備わっているかどうかについては、審理手続においては、審理員及び審査庁において検討すべきものであり、この点十分認識をすることが求められる。

(令和3年度答申第80号(同年度諮問第86号))

(6) 制度の周知に関するもの(3件)

①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

審査請求人は、自身の傷病が「頭頸部外傷症候群等(腰痛)」及び「外傷による末梢神経損傷」の2傷病に該当することを理由に本件審査請求をした後に、当該2傷病について別途手帳の交付を申請している。この時点で本件申請から1年以上が経過しており、症状固定後からは更に時間が経過している。アフターケアの支給は原則として症状固定後一定期間に限るとされていること等からすると、同一の業務災

害による複数の傷病についてアフターケアの支給を受けたいと望む場合には、同時に申請し支給の判断が行われることが望ましい。このため、そのような場合には傷病ごとにそれぞれ申請するようパンフレット等で周知することを通じて、同一の業務災害による傷病に係るアフターケアの支給、ひいてはその不服申立てに関して一回的解決が図られることが望まれる。

(令和3年度答申第34号(同年度諮問第22号))

②【児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求事案】

本件で審査請求人が求めているのは、児童手当の申請について処分庁から説明がなく、本件処分の通知が遅れたため、令和2年5月分及び6月分の児童手当の支給を受けられなくなったが、これは処分庁の責任であるので、支給を受けられなくなった分について処分庁が支払をすべきという趣旨である。

公務員が当該国家公務員の所属する各省各庁の長又はその委任を受けた者から受給する児童手当は、退職した日の属する月で終わり、住所地の市町村長に認定請求すると、認定請求した日の属する月の翌月から支給されることになるのであるが、退職後15日以内に住所地の市町村長に認定請求をした場合には、退職した日の属する月の翌月から支給されることになる。

審査請求人は、令和2年4月1日にA防衛局を退職したので同月分までの児童手当は処分庁から支給され、住所地の市長に認定請求したのが同年6月8日であったので、支給は同年7月分からとなり、同年5月分と同年6月分は支給されなかった。

審査請求人が退職後15日以内に住所地の市長に認定請求していれば、児童手当は令和2年5月分から支給されていたはずで、このことを処分庁が説明しなかったことが審査請求人の不服の真意であると思われる。

このような説明についての法令の定めはないとはいえ、児童手当の受給者である職員が退職した場合に、15日以内に住所地の市区町村長に認定請求しなかったために児童手当が支給されない期間が発生した事例があることは従前から問題とされていたことがうかがわれ、内閣府から各省庁に対して、退職する受給者に対する児童手当の申請に係る周知についての事務連絡が発出されている。

退職する受給者に対する児童手当の申請に係る周知について、漏れがないよう徹底されたい。

(令和3年度答申第41号(同年度諮問第43号))

③【一般貸切旅客自動車運送事業の更新不許可処分に係る審査請求事案】

本件不許可処分の通知書においては、道路運送法の引用条文の一部に誤記が認められる。これは、本件審査基準の各要件が道路運送法6条各号の許可基準のいずれに対応したものであるかを整理した資料が作成されていなかったことにその原因があると考えられたことから、当審査会が、審査庁に対し、上記の対応関係を整理した資料の作成を依頼したところ、審査庁から、「道路運送法第6条各号の具体的な

審査内容について」と題する資料が提出された。

審査庁においては、地方運輸局長が、一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新申請を不許可とする処分をするに当たり、当該不許可処分の通知書において本件のような道路運送法の引用条文の誤記をすることがないようにするため、地方運輸局長に対し、上記の資料を配布して、その内容の周知徹底を図られたい。

(令和3年度答申第64号(同年度諮問第60号))

(7) 不服申立ての教示に関するもの(2件)

①【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定の通知書には、「この決定に不服がある場合には、(中略)厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。」との正しい教示がされているが、審査請求人は、厚生労働大臣ではなく、本件労災保険審査官に対し、本件審査請求をしている。これは、同じ処分庁(A労働基準監督署長)がした二つの行政処分(遺族補償年金不支給決定、労災就学援護費不支給決定)について、不服申立てをすべき行政庁が異なっていること(遺族補償年金不支給決定については労働者災害補償保険審査官、労災就学援護費不支給決定については厚生労働大臣)を審査請求人が理解していなかったからであると考えられる。このような制度の不知等により国民の権利利益の救済を図る機会が損なわれないようにするために、行政不服審査法が不服申立ての教示制度(82条)を設けているのであるから、その教示は、行政処分の名宛人が不服申立てを適切にすることができるようにする必要がある。

このような観点から、本件不支給決定の通知書を見ると、不服申立ての教示の部分は、他の部分よりも非常に小さな文字で記載されているから、このような記載では、行政処分の名宛人の注意を喚起することが困難であるといわざるを得ない。審査庁においては、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」(様式第2号)について、「支給変更・不支給の理由」欄を設けることに加えて、不服申立ての教示の部分の文字を大きくすることも検討すべきである。

(令和3年度答申第23号(同年度諮問第18号))

②【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定に係る通知書には、本件不支給決定についての不服申立てをすべき行政庁として「労働者災害補償保険審査官」との摘示があり、これは行政不服審査法82条1項に基づく教示の一部を誤ったものである(労災保険法38条1項は、保険給付に関する決定に不服のある者は労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることができる」と規定しているところ、本件遺族補償年金不支給決定は「保険給付に関する決定」に当たるが、本件不支給決定は「保険給付に関する決定」には当たらないから、本件不支給決定については、厚生労働大臣に対して審査請求をすべきこととなる(行政不服審査法4条3号))。そして、審査請求人は、かかる

誤った教示に従い、本件労災保険審査官に対して審査請求書を提出した。

上記のような誤った教示がされた場合、行政不服審査法 22 条 1 項又は 2 項の規定に従って審査請求書が審査庁となるべき行政庁に送付されれば、同条 5 項に基づき、誤った教示に従った審査請求人が審査請求期間等に係る不利益を被ることはないものとされてはいるが（本件審査請求についても同条 1 項に基づく措置が採られている）、教示誤りは、行政に対する信頼の維持及び迅速な手続（同法 1 条）の観点からして、本来あってはならないものである。処分庁及びその上級行政庁である審査庁においては、本件における教示誤りの原因は、保険給付ではない労災就学援護費に係る不支給決定の通知書を、保険給付である遺族補償年金に係る不支給決定の通知書と同じ様式を用いたことである点に留意して、再発防止のために十分な対策を講じ、より一層の注意を払われたい。

（令和 3 年度答申第 4 5 号（同年度諮問第 4 7 号））

（8）制度の仕組みに関するもの（1 件）

【中小企業退職金共済法 10 条 5 項に基づく退職金減額認定処分に係る審査請求事案】

当審査会は、令和 2 年度答申第 4 3 号において、退職金減額に係る制度に起因して審査請求が客観的審査請求期間（行政不服審査法 18 条 2 項）を経過してされたことに関し、減額認定処分について速やかに被共済者にも通知されるよう、処分庁において適切な仕組みを検討することが望まれる旨準付言した。本件審査請求では、客観的審査請求期間を経過することなく審査請求がされているが、減額認定処分時に被共済者に対して通知がされない以上、客観的審査請求期間を経過してしまうおそれは常にあるといえる。処分庁における更なる検討が望まれる。

なお、退職金の減額は、共済契約者が機構に減額の申出をし、原則として申出のあった額によって行うものとしてされており、減額認定処分時には行われない。しかし、共済契約者は被共済者の退職金を減額する意思をもって減額認定を申請しているのであるから、その認定がされれば、共済契約者は減額の申出をし退職金の減額が行われることとなる蓋然性は極めて高いと考えられる。このため、あえて、減額が行われるまで被共済者の不服申立ての機会を先延ばしにすることなく、減額認定処分時に被共済者に通知し、その処分に不服がある場合には、遅滞なく申し立てることができるようにすることが、国民の権利利益の簡易迅速な救済に資すると考える。また、処分庁から上記の時点で通知がされ、併せて審査請求の教示がされるようになることは、現在はこの教示が、減額認定処分に係る処分庁ではない機構からの通知書によってされている点の是正にもつながるものである。

（令和 3 年度答申第 3 5 号（同年度諮問第 2 5 号））

（9）弁明の機会の付与の通知に関するもの（1 件）

【対象障害者の雇入れに関する計画の作成命令に係る審査請求事案】

行政手続法30条は、弁明の機会の付与の通知には、「予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項」、「不利益処分の原因となる事実」等を記載しなければならないと規定している。これは、処分の名宛人に対し、防御権の行使を保障するとともに、不意打ちを防止する趣旨で設けられた規定であるが、本件のように、弁明書の提出による弁明手続の場合には、聴聞手続や口頭による弁明手続の場合とは異なり、処分庁に対して質問をする機会がないことを踏まえると、弁明の機会の付与の通知においては、上記の趣旨から、不利益処分の根拠となる法令の条項に加えて、当該処分の基準を定めた通達の内容も記載することが求められるというべきである。

このような観点から、本件弁明の機会の付与の通知（「不利益処分（障害者雇入れ計画再作成命令）に係る弁明の機会について」と題する書面）を見ると、「予定される不利益処分内容及び根拠法令」として「障害者雇入れ計画再作成命令（根拠法令：障害者の雇用の促進等に関する法律第46条第1項）」との記載が、「不利益処分の原因となる事実」として「実雇用率が計画始期の年の6月1日現在の全国平均実雇用率（2.05%）未満であること」との記載がされているだけで、障害者雇入れ計画の再作成を命ずる場合の基準について定めた本件要領の内容（特に、適用除外の定め）が記載されていないから、本件弁明の機会の付与の通知は、その記載が不十分であるといわざるを得ない。

（令和3年度答申第31号（同年度諮問第26号））

2 準付言

（1）審査請求の審理期間に関するもの（40件）

【行政代執行法5条に基づく費用納付命令に係る審査請求事案】

本件各審査請求は、平成29年6月28日にされているところ、当審査会に各諮問がされたのは、本件各審査請求から約3年9か月後の令和3年3月30日である。

その間の審理手続の経緯を見るに、処分庁の弁明書提出、審査請求人の反論書提出、処分庁の再弁明書提出及び審査請求人の再反論書提出が平成30年5月25日までに行われ、その後、処分庁に対する物件提出依頼とこれによる処分庁の物件提出（令和元年5月15日）が行われた後、審理員の指名が繰り返され、審理が終結したのは、処分庁の物件提出から約1年5か月後の令和2年9月30日である。そして、審理終結後、同年10月9日に審理員意見書が提出されてから本件各諮問がされるまでにも約6か月かかっている。

これらの経緯を見ても、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでにこれだけ長期間を要する合理的理由は見当たらず、審査庁においては、審理手続の迅速化を図ることが求められる。

（令和3年度答申第5号（令和2年度諮問第120号及び第121号））

※ 同様の準付言として、令和3年度答申第3号（令和2年度諮問第118号）、令和3年度答申第4号（令和2年度諮問第108号）、令和3年度答申第8号

(同年度諮問第2号)、令和3年度答申第11号(同年度諮問第8号)、令和3年度答申第13号(同年度諮問第7号)、令和3年度答申第14号(同年度諮問第6号)、令和3年度答申第16号(同年度諮問第11号)、令和3年度答申第17号(同年度諮問第9号)、令和3年度答申第22号(同年度諮問第16号)、令和3年度答申第23号(同年度諮問第18号)、令和3年度答申第27号(同年度諮問第14号)、令和3年度答申第28号(同年度諮問第23号)、令和3年度答申第31号(同年度諮問第26号)、令和3年度答申第35号(同年度諮問第25号)、令和3年度答申第36号(同年度諮問第28号)、令和3年度答申第37号(同年度諮問第37号)、令和3年度答申第42号(同年度諮問第39号及び第40号)、令和3年度答申第43号(同年度諮問第46号)、令和3年度答申第44号(同年度諮問第45号)、令和3年度答申第45号(同年度諮問第47号)、令和3年度答申第48号(同年度諮問第49号及び第50号)、令和3年度答申第49号(同年度諮問第51号)、令和3年度答申第50号(同年度諮問第52号)、令和3年度答申第52号(同年度諮問第57号)、令和3年度答申第53号(同年度諮問第55号)、令和3年度答申第56号(同年度諮問第61号)、令和3年度答申第57号(同年度諮問第48号)、令和3年度答申第59号(同年度諮問第58号)、令和3年度答申第60号(同年度諮問第63号)、令和3年度答申第61号(同年度諮問第62号)、令和3年度答申第63号(同年度諮問第64号)、令和3年度答申第64号(同年度諮問第60号)、令和3年度答申第65号(同年度諮問第65号)、令和3年度答申第67号(同年度諮問第67号及び第68号)、令和3年度答申第70号(同年度諮問第75号)、令和3年度答申第75号(同年度諮問第79号及び第80号)、令和3年度答申第76号(同年度諮問第85号)、令和3年度答申第77号(同年度諮問第82号)及び令和3年度答申第82号(同年度諮問第89号)がある。

(2) 行政処分に要した期間に関するもの(9件)

【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

本件では、処分庁における本件請求の受付から本件却下処分までに約2年4か月半もの長期間を要しているが、一件記録によれば、処分庁は、本件請求を受ける前に、審査請求人からの照会及び審査請求人の住所地からの照会を受けて、兄Pが特別弔慰金の支給対象となる戦没者であるかについて調査をした上で、審査請求人の受給権の有無について厚生労働省に照会までしていたことが認められるから、本件請求を受けて追加の調査及び厚生労働省への正式の照会をする必要があったことを踏まえても、処分をするまでに約2年4か月半も要したということは、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

(令和3年度答申第3号(令和2年度諮問第118号))

※ 同様の準付言として、令和3年度答申第8号(同年度諮問第2号)、令和3年度答申第13号(同年度諮問第7号)、令和3年度答申第22号(同年度諮問第

16号)、令和3年度答申第24号(同年度諮問第19号)、令和3年度答申第42号(同年度諮問第39号及び第40号)、令和3年度答申第48号(同年度諮問第49号及び第50号)、令和3年度答申第50号(同年度諮問第52号)及び令和3年度答申第75号(同年度諮問第79号及び第80号)がある。

(3) 行政処分の理由付記に関するもの(2件)

①【特定商取引に関する法律38条1項に基づく指示に係る審査請求事案】

処分庁は、本件各指示の理由の記載において、個々の勧誘の事例における本件各消費者の住所地を記載する際、それぞれの消費者について、特に説明を付することなく、いずれも複数(消費者Aについて3か所、消費者Bについて6か所、消費者Cについて5か所、消費者Dについて8か所、消費者Eについて4か所)の都道府県を併記している。しかし、自然人の住所地について上記のように記載するのは不自然であって、処分の名宛人に困惑を生じさせかねないものであるから、処分庁としては、本件各消費者の住所地としてそれぞれ複数の都道府県を併記したことにつき何らかの説明を付するなど、記載の在り方を工夫することが望まれる。

(令和3年度答申第21号(令和2年度諮問第122号及び第123号))

②【働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

本件交付決定取消処分の通知書には、理由として、「支給申請書及び事業実施結果報告書が交付要綱第13条に定める提出期日までに提出されなかったため、交付要綱第16条第1項に基づき、交付決定を取り消すものとする。」と記載されているが、交付決定の取消しは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律17条1項に基づき行われるものであり、処分の根拠を正しく記載する必要がある。今後改善が望まれる。

(令和3年度答申第62号(同年度諮問第66号))

(4) 審査庁における審理の在り方に関するもの(2件)

①【特定中国残留法人等に対する一時金支給申請却下処分に係る審査請求事案】

本件では、審査請求人から、行政不服審査法33条の規定に基づく書類の提出の申立てや同法36条の規定に基づく質問の申立てが繰り返しされたため、処分庁から最後の回答(令和3年2月3日付け)がされた時点で、既に反論書の提出期限(令和2年1月6日)が過ぎていた。処分庁からの提出資料や回答を受けて、審査請求人から新たな主張や反論がされる可能性があることを踏まえると、審理員としては、処分庁から最後の回答があった時点で、審査請求人に対し、反論書を提出する意思の有無を確認し、反論書を提出する意思がある場合には提出期限を再設定するという手続を採る必要があったものと考えられるが、本件では、この手続が採られていない。反論書の提出は、審査請求人に対し、主張や反論の機会を十分に与えるためのものであるから、審査庁においては、反論書を提出するための機会の確保の仕方

を改善する必要がある。

(令和3年度答申第50号(同年度諮問第52号))

②【働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

審査請求人は、支給申請書等を特定記録郵便により郵送して提出した旨主張する一方、処分庁は、支給申請書等は提出されていない旨主張する。当審査会において双方に確認したところ、審査請求人からは、提出したとする支給申請書等の写しは当審査会に提出されず、処分庁からは、上記特定記録郵便により郵送されたのは審査請求書のみである旨の回答があった。本件交付決定に係る助成の目的の達成状況を確認することができる支給申請書等の提出の有無について双方の主張が異なる場合には、審理手続において事実関係を明らかにする必要があるというべきであるが、それをうかがわせる資料は見当たらない。今後審理手続の的確な遂行が望まれる。

(令和3年度答申第61号(同年度諮問第62号))

(5) 不服申立ての教示に関するもの(1件)

【特許出願審査請求手続等却下処分に係る審査請求事案】

処分庁は、弁明書において、仮に確定判決により本件先行却下処分が取り消されれば、本件各手続は適法なものとなり、本件各却下処分は取り消されることとなる旨述べている。当審査会も同様の認識であり、本件審査請求を棄却することとなっても、本件審査請求に係る審査請求人の権利利益の救済については問題は生じないといえる。

そうすると、本件各却下処分につき審査請求をすることは、法律上認められた審査請求人の権利であるものの、処分庁としては、本件審査請求をせずとも審査請求人には不利益は生じない旨を処分時にその理由と共に知らせるなど、紛争の解決に要する審査請求人の負担を軽減する手段を取り得たというべきであり、今後、処分庁において、本件各却下処分と同様に、審査請求をせずとも不利益が生じない処分をする際には、上記の情報提供をはじめ、出願人等の審査請求をする権利を有する者の紛争解決に伴う負担を軽減するための対応がなされることが望ましい。

(令和3年度答申第32号(同年度諮問第27号))

(6) 審査庁からの諮問に係る手続に関するもの(1件)

【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

当審査会からの求めに応じて提出された審査庁の主張書面によれば、審査請求人は、本件審査請求において主張する「頭頸部外傷症候群等(腰痛)」及び「外傷による末梢神経損傷」の2傷病に係るアフターケアについて、本件審査請求をした後の令和3年1月29日、処分庁に対して手帳の交付を申請し、これに対して、同年2

月26日、処分庁は不交付決定をしている。

そうすると、当該2傷病について、審査請求人は処分庁の処分に対し不服がある場合は争い得るから、当該2傷病ではない傷病について手帳の交付を申請しそれに対してされた処分に対する不服申立てである本件審査請求においては、審査請求人が主張するところについて当審査会が判断するまでもないこととなる。

なお、このような審査請求人の主張とその帰結に関する事実は、本件審査請求について諮問を受けた当審査会の検討に影響し得るものであることから、諮問説明書で言及した上でその事実を証する資料は事件記録として添付されることが望ましい。

(令和3年度答申第34号(同年度諮問第22号))